

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)
The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第一章 日本社会党

八 第二回全国党大会後の社会党の一般活動

二一年九月末の大会後の社会党の一般活動の概要については「社会党第三回最高会議提出報告」の中に要約されているから、次にその一部を引用する。

一、一般活動の概要

一昨年九月末の大会以来本大会に至るまでわが党の歩み来つた道を順を追って報告することにする。昭和二十一年度大会即ち我党第四回大会は第九十議会開会中に行われ、その後九十一議会、九十二議会を経て総選挙、第一回国会というように昨年四月総選挙の期間を除いてはほとんど国会開催中であって我党の活動は院内活動に要約されることになるが、その間我が党の活動し来つたその重要なものについて日時に従って主なる問題についてその活動状況を報告する。

1、片山委員長を先頭に全国遊説 党大会終了後党本部は片山委員長を先頭に九州遊説を計画し十月十七日以来十日余五十余回の遊説をなし、更に十一月十五日より二十一日まで東北地方遊説を行って宣伝闘争の上に非常なる効果を挙げた。

2、吉田内閣弾劾議会解散運動 新憲法は昭和二十一年十一月三日に公布せらるる事となつたが、我党は新憲法の実施を前にして新民主的政権樹立への道を開くべきであるとの見解の下に議会解散の要求をなし来つたが、第九十一議会においては総理大臣の施政方針演説に対する質問に対し西尾書記長起つて政府の失政を糾弾すると共に議会解散の要求をなした。一方吉田内閣の無為無策は遂に労働階級の生活権確保吉田内閣打倒国民大会まで発展、十二月十七日を中心に全国的に東京都を初め各重要都市に国民大会が開催せらるるに至った。この日衆議院において野党三派—日本社会党、協同民主党、国民党の連合の下に議会解散要求決議案を提出、趣旨弁明には片山委員長を起てて闘つたが、決議案は少数否決となつたが、連合軍司令官マッカーサー元帥より吉田首相あての書簡によつて遂に三月末第九十二議会終了と共に議会は解散になったのである。

3、政治ゼネスト対策第二回大会終了直後、共産党と産別会議は十月攻勢と称して新聞ゼネストから石炭、電気、放送、全通、映画、東芝と重要産業へと発展する争議をインフレと失業とにおびえている労働者の力を一点に集中して一大労働攻勢に転ぜしめ、経済的要求に基づくストライキを民主人民政府の樹立の為の闘争たらしむような傾向を示すに至った。即ち民主人民政府樹立の政治的ストライキたらしめんとするに至った。

これに対し我党は十月十二日執行委員会を開き次の如き声明を発表、その態度を明かにした。

声明 政治的ゼネストか民主的無血革命か、目前にせまるわが社会革命はその何れを取る可きかを迫られている。共産党と産別会議はいま客観的條件も顧みることなく強引に祖国を政治的ゼネストのくわ中に投ぜんとしている、建設的無血革命の精神を奉ずる我党はかかる政治的ゼネストに断乎反対せざるを得ない、同時に我党は権力的弾圧やび縫的妥協でなく社会主義的建設の急速な推進のみが疲弊困ぱいせるわが国民にとって政治的ゼネスト解決の大道であると確信する、わが党の度重なる要望に拘らず、社会主義政策の遂行を怠つた現内閣は如何なる政治的良心をもつてこの政治的危局に対処しようとしているか、救国の公器として社会主義を奉ずるわが党はこの際一段と建設的無血革命の旗色を鮮明にし社会主義再建の主体的勢力の確立を期すると共に、救国民主連盟の運動を強力に展開して廣く民主的国民大衆を救国社会主義下に糾合せんとするものである。

4、二・一ゼネスト対策 昭和二十一年十月頃全国教員より十一月には官公吏より最低生活確保、勤労所得税の撤廃、五百円のワクを外せ、等の要求の下に闘争が展開され全官公共同闘争委員会が組織せられ越年するに至ったが、吉田総理大臣が年頭の辞において争議を行う労働者は不ていの徒であると暴言を吐きたることは全労働者の憤激を買い、労働者の闘争心を刺激し、一月十八日の全官公共同闘争委員会の拡大闘争委員会は二月一日を期して全官公庁職員二百六十萬が一斉にストライキを敢行することを決定した。

ゼネスト決行共同宣言 全勤労階級の生活権獲得なくして祖国の再建は絶対にあり得ないことを深く信じたるわれわれ全官公庁労働者は基本的人権確立の要求を提出し二ヶ月にわたって隠忍交渉をつづけてきた、然るに非愛国的政府は常にわれわれの要求を踏みにじり十五日ついに誠意なき一片の文書回答を投げ与えたのである、今やわれわれの生活は壊滅の深淵に追いつめられ全産業はまさに崩壊の危局にさらされんとしている、われわれはわれわれの祖国を限りなく愛し、敗戦は日本民族の復興を熱願するの情切々ここに血涙をのんで遂に建設的大手術を断行せざるのやむなきに至った、我等二百六十萬の全官公労働者は二月一日午前零時を期してけつ然として起ち、全国一斉にゼネストに突入し要求の貫徹するまでは政変の如何に拘わらず断乎として闘うことを宣言する、なお二月一日以前に弾圧を受けた場合はそれが如何なるものであろうとも自動的にゼネストに突入するものであり、これによつて生ずる事態の一切は政府の当然負う可き責任であることを警告する。

全官公庁労組共同闘争委員会 左の如き状況の中にわが党は一月二十三日中央執行委員会を開き次の如き態度を決定し、具体的活動に入った。

声明書 一、第二回吉田内閣打倒国民大会に対する日本社会党の態度 従来通り正式には参加せず祝辞をおくる。

二、全官公庁労組争議に関する日本社会党の態度

1、日本経済と国民生活の最大危機に直面せる現下の実状に鑑みゼネストは絶対

に回避せねばならない。

2、問題をこの最大の非常状態にまで追い込んだことは全く政府の責任である、政府はゼネスト以前に争議を解決せねばならぬ、もしその自信がないならば総辞職によって責任を明かにすると共にゼネストを延期せねばならない。

3、我が党は友党と協力し且中央労働委員会を強力に支持して争議解決に努力するものである。

三、政局收拾に関する日本社会党の態度

1、危機の深刻化に鑑み、政局担当の資格なき吉田内閣は即時総辞職すること。

2、新政権については、野党三派と自、進両党との協議によること。

いよいよ争議突入の寸前一月三十一日午後二時半マッカーサー元帥の声明により中止するに至った。我党は特殊情勢下ゼネストは回避すべしと態度を表明した。

声明書 このたびの全官公労組の二・一ゼネストは連合国最高司令官の命令によって中止され、最悪の事態の発生をかうじてかい避することを得た、しかしゼネスト是非の重大な問題はいぜんとして未解決のままに残されている、いまやそれは全国民の公正な批判を要請してやまないこである、この問題について、共産党ならびにその影響下にある一部組合指導者は、スト中止の命令に服するとはいえ、依然として政治ゼネストの正当性を確信しているのに対してわが党は、マッカーサー元帥の声明のうちに明示されているが如く、わが国現下の特殊情勢においてはゼネストはあくまで回避すべきものなりと確信する。

わが党はひん発する争議に対し現時代における労働者の経済的要求の妥当性を認識し、その貫徹に対しあらゆる好意ある努力を払い来つたのである、しかるに政府はもつぱら権力的弾圧の態度をもつて労働階級にちよう戦すると同時に、わけてもその誤った財政金融政策によつて争議の発生に拍車をかけた、他方経済闘争の激化によって政治目的を達成しようとする共産党とその影響下におかれたる一部組合指導者は、組合の内部的未成熟に乗じてこれを政治的ゼネストにまで発展させようと努めてきたのである、かかる事態の背景のもとにこのたびの争議は発生したのである、しかもわが党の数度の勧告と中労委の斡旋調停のためにするあらゆる努力にもかかわらず、ついに争議は最悪の事態に立ち至つたのである、まことに政府ならびに共産党はともにその結果において階級闘争をますます激化し、日本の再建の代わりに破壊を、秩序の代わりに混乱を招くが如き重大な破局に陥れようとしたのである。

幸いゼネストは中止された、しかしその目標とした問題は残されている、これに対する今後の解決に関しては、我党は中労委の積極的な活動をとくれいすると共に、事態の如何によつてはわが党独自の立場においてこれを解決する用意がある、さらにわが党はスト中止後その目的が合理的に解決されざる場合において起りうべき政治的地下運動と経済サボタージュを厳に警戒すると同時に、祖国再建と経済復興のために労働大衆の積極的な熱意とてい身を呼び起さねばならない。

なお、わが党はかかる事態のもとにたい頭する一切のファッショ的暴力的運動に対

抗し民主主義的建設革命の完遂にまい進する、終りに労働運動に対する敵意と事態の誤認のためゼネストの進行を阻止しえず国家をこの最悪の事態に陥れた吉田内閣は速やかに総辞職し、罪を連合国と全国民に謝すべきである。

かくて争議は個別に直接交渉によつて解決をしたが、各組合内部には夫々深刻なる批判が展開されるに至った。

5、吉田内閣提唱の連立内閣参加拒否 吉田内閣は昭和二十一年十二月十七日社会党を中心とする野党三派の議会解散要求と吉田内閣打倒の院外労働大衆の国民大会の相呼応せる攻勢に社会党の協力なくしてはインフレ、労働攻勢、生産低下の激化を防止し得ない情勢を今更の如く認め、政局安定を口実に第九十一議会終了日も近い十二月中旬西尾書記長は総辞職を前提として社会党に正式協力を求められたいと要望して一応物分かれの形となつたが、一月八日の中央執行委員会において我が党は政局の動向につき明朗を期する為書記長を中心として情報を収集し民主的方法により党の機関において適宜審議討究することを決定西尾書記長を中心に連立工作が行われ一月二十三日の中央執行委員会において

- 一、危機の深刻化に鑑み政権担当の吉田内閣は総辞職すること
- 二、新政権について野党三派の自進両党の協議によること

の二項目を決定した。この委員会にては保守党との連立政権に対し強力な反対意見も開陳せられた。しかしこの連立工作は石橋蔵相の退陣問題を中心に遂に破局に直面、決裂するに至った。二月十五日開かれた第二回中央執行委員会は、

- 一、連立工作に関しては中央執行委員会の決定を、再確認してこれを打ち切り議会においては純野党の立場において闘争すべし。
- 二、中央執行委員会は厳粛な自己批判の上に一致協力しもつて勤労階層の結合体としてまい進すべし。
- 三、総選挙終了後速やかに中央委員会を開き政局に対する態度を決定すべし。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集
発行 1949年8月15日
編著 大原社会問題研究所
発行所 第一出版
2000年2月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
